

避難所での感染症対策

☎ 防災課防災計画係 ☎(95)9874

災害発生に伴う避難所での集団生活は、密集した空間となり、新型コロナウイルスやインフルエンザといった感染症のリスクが高まる危険性があります。市では避難所に、マスク、体温計、消毒液、フェイスガードなどの感染症対策物資を充実してまいりますが、物資には限りもあるため、少しでも感染リスクを軽減していただきたく、次のように避難に備えて今一度ご準備くださいますようお願いいたします。

災害が起きる前の平時に

1. 身のまわりの災害リスクおよび避難場所・避難所の確認

ハザードマップや津波避難マップを活用し、事前にお住まいの地域の災害リスクを確認しましょう。浸水被害が少ないようであれば自宅の2階以上への避難も有効です。また、近くの避難場所および避難所についても確認しておきましょう。

2. 親戚や友人・知人の家などへの避難検討

避難所が過密状態になることが考えられるため、親戚や友人・知人の家などへの避難を相談しておきましょう。

3. 非常持ち出し品の確認

あらかじめ準備している非常持ち出し品に、マスク、体温計、ビニール袋、アルコールの消毒液やウェットティッシュなどの感染症対策用品も加えておきましょう。避難所へ避難する場合は、非常用持ち出し品を持参し、感染症対策にご協力ください。

災害が起きるおそれがあるとき・災害が起きたとき

感染を回避する準備を行ったうえで、気象情報および避難情報に基づいて、真っ先に自分の命を守る行動をお願いします。

国民健康保険からのお知らせ

☎ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いのしくみが成り立たなくなり、国保の運営ができなくなってしまいます。国保税の納期内の納付をお願いします。

国保税は原則口座振替による納付をお願いしています。振替口座の登録を希望する人は、口座番号の分かるものと銀行届出印を持参し、市内金融機関または国保年金課の窓口にお越しください。

口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

※口座振替の新規申し込みは、申込日の2か月後より引き落としが始まります。

●納付書払いの世帯は お支払いに注意してください

納付書は、1年分を納税通知書に同封して発送しています。納期ごとには納付書を送りませんので、払い忘れにご注意ください。また、支払いの際は、納付書の納期限をよくご確認ください。未使用の納付書は使用するまで大切に保管してください。

なお、年度内に国保税の変更があった場合は、税額を変更した納税通知書と納付書をお送りしますので、変更後の納付書で支払ってください。

●国保税を滞納している世帯は

国保税の滞納が多い世帯は、有効期限の短い保険証を交付します。更新時に納税相談を行うため、更新日時や方法について別途通知します

●国保税を納めないとどうなるの？ ～保険税の滞納措置～

納期限を過ぎても保険税を滞納していると、督促状が送付され、延滞金も発生します。さらに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

多重債務者無料相談会を開催します

消費者金融への返済が原因で納税できない、生活が成り立たないなど、借金に関する困りごとはありませんか。

消費者金融などから借り入れ経験がある人、現在借り入れ中の人は、過去にさかのぼって過払い金が発生している可能性があります。借金を整理し、生活再建を目指す人を対象に弁護士が無料で債務整理、相談に応じます。

とき 9月8日(火) 13時30分～17時

ところ 市役所 1階相談室 1

定員 5人 (先着順)

申込み 8月31日(月)までに国保年金課国保係